

新宿区教育委員会会議録

平成29年第8回定例会

平成29年8月4日

新宿区教育委員会

平成29年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年8月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時30分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育支援課長	高 橋 昌 弘
学校運営課長	菊 島 茂 雄	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	坂 元 竜 二	統括指導主事	波多江 誠

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第27号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科
道徳」）の採択について
- 日程第2 第28号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第29号議案 平成30年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第4 第30号議案 平成30年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び
中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択に
ついて

報告

- 1 指定校変更制度について（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 それでは、ただいまから平成29年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、今野委員にお願いいたします。

○今野委員 はい、分かりました。

◎ 第27号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について

◎ 第28号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第29号議案 平成30年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第30号議案 平成30年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第27号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について」、「日程第2 第28号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、「日程第3 第29号議案 平成30年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、「日程第4 第30号議案 平成30年度新宿区立特別支援学校及び新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題とし、一件ずつ説明を受け、審議するものとします。

それでは、第27号議案を議題といたします。

議案の説明を受ける前に、本日に至るまでの経緯について、私からお話をさせていただきます。

新宿区立小学校において使用する教科用図書については、平成26年度に各種目ごとに教科用図書の絞り込みを行っておりますが、平成30年度から新たに「特別の教科 道徳」が加わることから、「特別の教科 道徳」において使用する教科用図書を採択するため、採択候補の教科用図書の絞り込みを行いました。

まず、今回の教科用図書の採択に当たっては、3団体から要望等が教育委員会に寄せられております。なお、3団体のうち1団体は、連合会となっております。

また、教科書展示会は6月2日から15日まで特別展示を実施し、6月16日から6月29日まで法定展示を実施いたしました。会場でのアンケートに対して、21件の御意見が寄せられました。教育委員会として心からお礼を申し上げます。

次に、7月19日の教育委員会の会議において、本議案の取りまとめを事務局にお願いしましたが、その経過について説明をいたします。

当委員会は、採択に当たり、まず教育現場である学校調査として、区内29校からの意見をまとめてもらいました。次いで、校長と教員の代表者で構成する教科用図書を専門的に調査する調査委員会において、各教科書の検討をいたしました。

さらに、学識経験者を正副委員長とし、保護者代表、校長、指導主事などにより構成する小学校教科用図書審議委員会から、採択の対象となる全ての教科用図書の調査の検討結果について7月19日に答申を受けました。

その上で、当委員会は、7月19日に教科用図書について、新宿区の児童及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、採択の候補となる教科用図書それぞれについて、最終的に5人の委員の方々と私とそれぞれ意見を述べました。今回は、全員の意見が一致しましたので、1者に絞り込むことができました。

そうした結果を議案として取りまとめることをお諮りしまして、本日の提案に至っています。

議案の経過については、以上となります。詳細については、事務局から説明いたします。

○**教育調整課長** それでは、第27号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）の採択について、御説明いたします。

ただいま教育長からお話がありましたように、本議案は、採択の候補となる教科用図書を1者に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたもので、議案の2枚目と3枚目につきましては、採択候補の教科用図書の発行者名と、絞り込みの理由を記載したものでございます。

なお、今回採択する「特別の教科 道徳」の教科書に関しましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第2項及び3項の規定に基づいて、平成30年度及び平成31年度の2年間、同一の教科書を使用しなければならないこととされております。

では、内容につきまして、教育指導課統括指導主事から御説明させていただきます。

○**統括指導主事** 教育指導課統括指導主事です。私からは、平成30年度使用小学校教科用図書（「特別の教科 道徳」）絞り込み理由について御説明いたします。

お手元の資料、3枚目の絞り込み理由をごらんください。

一番下の段になります。主な絞り込み理由についてです。

教材の最初のページに導入や概要が示されていて、教材に入りやすく分かりやすい。「心のベンチ」には、いじめと法律との関連や防災のことが取り上げられ、授業を振り返ることができるよう配慮されている。「道徳のとびら」は、使い方を工夫することで全体が見やすく授業に入る前に有効である。「道徳ノート」では、友達の意見を聞き、書き込めるように工夫されている。「道徳ノート」巻末に保護者記入欄があり、家庭と連携できるように工夫されている。

以上でございます。

○**教育調整課長** それでは、第27号議案の提案理由でございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書（「特別の教科 道徳」）を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。

第27号議案について、御意見、御質問があれば、どうぞお願いいたします。

特段ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 全員意見一致した取りまとめということでございますので、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第27号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**教育長** ありがとうございます。第27号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第28号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第28号議案 平成30年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

平成30年度に使用する小学校教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。

そして、その政令で定める期間につきましては、同法施行令第14条で4年と定められてお

ります。そのため、新宿区立小学校で使用する教科用図書につきましても、平成27年度から平成30年度までの4年間、同一の教科用図書を採択するものでございます。

なお、議案の2枚目は、平成26年度に採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっておりますが、「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、先ほどの第27号議案において採択することから、一覧から除いてございます。

第28号議案の提案理由でございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第28号議案について、御意見、御質問があれば、どうぞお願いいたします。

いかがでしょうか、継続して使うということですのでけれども。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第28号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第28号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第27号議案及び第28号議案の決定をもって、平成30年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第29号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 続きまして、第29号議案 平成30年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について、御説明いたします。

平成30年度に使用する中学校教科用図書につきましても、小学校と同様に法令の規定により、平成27年度に採択したものと同一のものを採択するものとさせており、平成28年度から平成31年度までの4年間について同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目につきましては、平成27年度に採択したものと同一の採択候補の教科用図書の一覧となっております。

第29号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第29号議案について、御意見、御質問あれば、よろしくお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか、そのまま使うということですから。御意見、御質問なければ、討論及び質疑を終了いたします。

第29号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 それでは、第29号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第30号議案 平成30年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について、御説明いたします。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作教科書及び一般図書につきましては、児童・生徒の状況を踏まえ、毎年度、種目ごとに採択することとされております。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面をごらんください。

こちらが文部科学省の検定済教科書の採択候補でございます。

区立の特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立小学校・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされております。したがって、こちらの一覧表は、区立小学校と区立の中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

また、小学校特別支援学級用、特別支援学校小学部用の一覧につきましては、今回採択していただいた道徳の日本文教出版が新たに加わっているものでございます。

次に、文部科学省著作教科書についてでございます。

議案の5枚目と6枚目、こちらも裏面をごらんください。

こちらが文部科学省著作教科書の一覧でございます。

次に、一般図書について御説明いたします。

こちらは、議案の7枚目以降となりますが、小学校・中学校及び特別支援学校におきましては、検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが、学校教

育法において義務づけられております。ただし、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、教科用図書以外の図書を教科用図書として使用することができることとされており、その教科用図書として使用するものが一般図書となります。

議案の9枚目、資料のページ番号では7と振られておりますが、そこからが東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。この一般図書につきましても、資料の後ろから6枚目、ページで言うと265ページとなりますが、そこから270ページにかけて、道徳が追加されております。また、最後から2枚目をごらんいただきますと、こちらが一般図書の中の拡大教科書の一覧となっております。

今回、文部科学省の著作教科書につきましては、文部科学省から出されている教科書目録記載の知的障害者用の全てについて、一般図書につきましては、東京都教育委員会から出されている特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、それから、第27号議案、28号議案及び29号議案で採択していただく教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものでございます。

添付資料の一番最後におつけしておりますが、採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書審議委員会から、文部科学省著作教科書東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について審議した結果、その全てについて使用が適当であるとの答申を、平成29年7月10日付で新宿区教育委員会宛てにいただいております。

なお、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し、事前に希望調査を行いましたが、東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望がなかったため、調査委員会調査及び学校調査については実施しなかったものでございます。

第30号議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第30号議案、かなり大部でございますけれども、御意見、御質問があれば、よろしく願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 指定校変更制度について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告 1 について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 指定校変更制度について御説明させていただきます。

まず、この指定校変更制度は、平成28年度に学校選択制度の廃止を検討する際に、学校選択制度検討協議会を設置し、7回にわたり、未就学児の増加傾向、子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境の整備ということで見直されたものでございます。

この際にいただいた、現行の指定校変更制度を分かりやすく、使いやすい、また、周知を徹底するようという御意見を踏まえ、指定校変更制度につきまして事務の見直しを行ったところでございます。

今、お手元にお配りさせていただいている資料が、指定校変更申立の流れと学校案内冊子の最新版になります。こちらの印刷物につきましては、8月21日に、平成30年度に新入学となる方々に個別に郵送する予定でございます。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

平成30年度小学校新1年生より、学校選択制度を廃止したことに伴いまして、指定校変更制度の周知と指定校変更申立方法等の変更を、下記のとおり実施するというものでございます。

まず1番目、目的でございます。

学校選択制度の廃止に当たりまして、学校選択制度検討協議会の答申、パブリック・コメント等で寄せられた意見を踏まえまして、「指定校変更制度」の周知を十分に行うとともに、指定校変更が必要な子どもの保護者が手続きをしやすい制度とするために、運用方法等の改善を行うものでございます。

主な変更点でございますが、(1) から (4) まででございます。

(1) としまして、受付時期を9月1日から29日までといたします。こちらは、後ほど御

説明させていただきますが、一次審査の審査対象になるものでございます。

(2) としまして、指定校変更の審査を11月に行いまして、12月1日に結果を保護者に通知するものでございます。

なお、各校の入学予定者数がおおむね確定する2月中旬に二次審査を予定しています。

(3) 申立理由にランクをつけまして、優先度の高い順に許可を行う制度とさせていただきます。また、申立書にもランクを明示することによりまして、保護者の方々に優先度を開示するものでございます。

最後、(4) ですが、申立書の理由欄に個別具体的に明示することによりまして、申し立てをされる方が該当事由を確認しやすくする様式を考えてございます。

次に、主なスケジュールでございますが、学校案内の冊子、指定校変更制度概要・申立書の送付を29年8月下旬としてございますが、21日の発送になります。また、9月に、指定校変更の申立期間を設けまして、11月上旬に指定校変更の審査を行う予定でございます。

第一次審査としまして、12月1日に審査結果を発送する予定でございます。その後、12月中旬に入学通知書の送付をいたします。第一次審査で不許可となった方々なども含めまして、2月に指定校変更の二次審査を行う予定でございます。

なお、二次審査の結果につきましては、2月23日発送予定でございます。

資料の指定校変更申立の流れの図をご覧ください。

今御説明させていただきましたスケジュールを図解しているものでございますが、こちらは8月21日に発送するパンフレット、リーフレットにも印刷しているものでございます。保護者の方が申し立てからどのような時期に、どのような通知、また判断がされるのかということを知りやすく図式にしたものでございます。

先ほどお話をさせていただいた9月の受け付けから11月の指定校変更の審査（一次審査）に至るまでの流れは、こちらの図解のとおりでございます。この一次審査のときに、既に明示しているS、A、Bのランクのうち、A、Bランクにつきましては、審査保留とさせていただきます、二次審査で審査を行うものです。

こちらの理由ですが、平成30年4月1日入学において、審査を2段階に分けることによって、優先度の低い方が先に指定校変更の許可がされることを防止するために、二次審査でまとめて審査をするものでございます。

なお、一次審査の段階では、Sランクの方につきましては審査を行い、12月1日までに速やかに指定校変更ができるのかどうかについて通知をお出しさせていただく予定でございます。

す。

続きまして、A3判の資料を御覧ください。こちらは、指定校変更の現行制度、そして検討協議会の答申でいただいた御意見で、一番右側が今回の指定校変更の手続の考え方の図式になります。

大きく変わるところは、一番右側の実施案につきましては、より細かく指定校変更に該当する事由を明示することによりまして、保護者の方がどの事由に該当するのか、分かりやすくなるようフォーマットを変えさせていただいたというところ。また、答申のときに特色ある教育活動等への関心というところも事由の中で入れさせていただいたところがございますが、答申の中でもランクがCランクというところもございます。また、複合的な理由によりまして、指定校変更をお望みの方もいらっしゃるということで、こちらにつきましては、9番の指定校に通うことができない特別な事情があるということで、個々保護者の方、または御家庭でお持ちの事由によりまして、個別事由として取り扱わせていただく予定でございます。この9番につきましては、最初からランクを明示することなく、審査の過程でランクも含め、検討させていただくというものでございます。

なお、こちらのパンフレットでございますが、3枚つづりになっておりまして、ミシン目がついております。こちらのミシン目がついているA4判の部分につきましては、これがそのまま申立書になってございます。事例を見ながらお書きいただき、また、こちらの申立書につきましては、返信用の封筒をあわせて入れさせていただいております。そちらの封筒で学校運営課までお送りいただくこととなりますが、申し立て後も見開きのこのリーフレットで御自身が申し立てをした指定校変更の手続が、現在どの段階なのかといったところが確認できるようになりとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。

御意見、御質問があれば、よろしくお願いいたします。

○**羽原委員** 外国籍の保護者の方は、何か書き添えるものとか相談について、分からない方がいると思います。外国籍の方への対応がどうかということと、もう一つは、過去に外国籍のお子さん、保護者のことで何か対応が難しかったようなことがあったかどうか、その2点教えてください。

○**学校運営課長** 外国籍の方につきましては、こちらの冊子を送るに当たりまして、各外国語版も入れさせていただく予定です。細かいところは、多言語でなかなか記述ができないとこ

ろでございますので、学校運営課運営支援係に御連絡をいただくようにというところもあわせてお知らせさせていただいております。

また、今回、学校選択制度廃止に伴いまして、4月から7月にかけてお問い合わせを、学校選択制度の廃止につきましては63件、指定校変更制度につきましては約100件、いただいております。

今回、学校選択制度が平成29年度までであった関係で、学区域以外の学校に通ってらっしゃる兄弟のいる方、特に兄弟姉妹で一緒の学校に行けないかといった問い合わせをいただいているところがございます。今回、申立理由のチェック欄の2番目に兄弟姉妹のいる方、こういったところを優先度の高いところとしてお示ししています。そういったところを御案内したところ、案内冊子が届くのを待ちますといったお話をいただいているところがございます。

外国籍の方で申請の状況が分からないといったところ、また、お電話等いただいているところもがございます。その際は、学校運営支援係の窓口書類等をお持ちいただいて御説明するという対応をとらせていただいております。保護者の方に御足労いただくことにはななりますが、窓口で対応を適切に行わせていただいているところがございます。

○羽原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問なければ、報告の1の質疑を終了いたします。

制度が変更となりますので、窓口でよく対応していただきたいと思います。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 特にないということでございます。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2時30分閉会